

上島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

（概要版）

令和7年3月

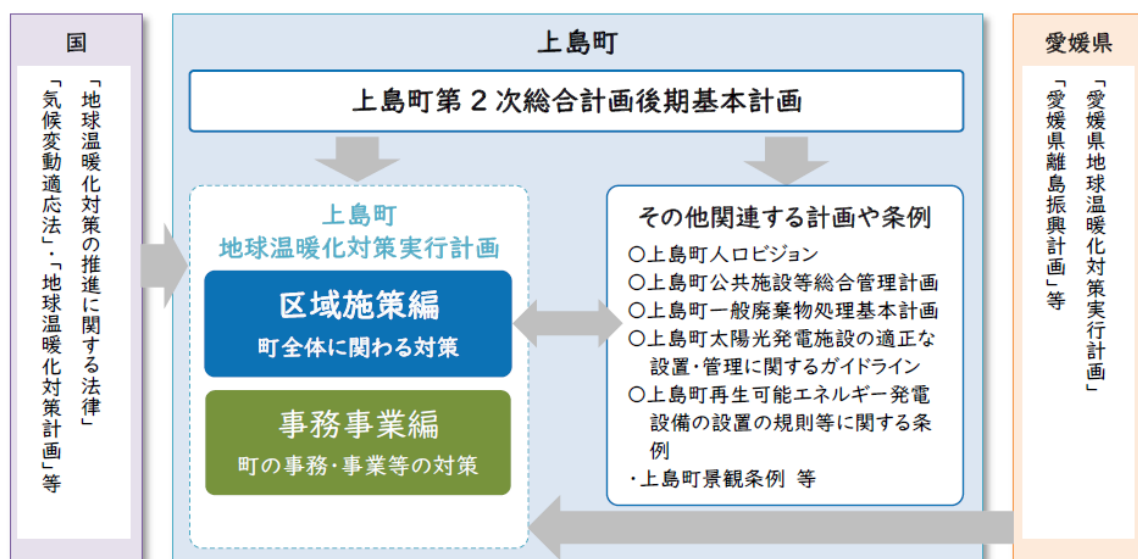
1. 計画の基本的事項

（1）計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条により地方公共団体に策定が義務付けられている計画です。

（2）計画の位置づけ

本計画は、下図に示すような位置づけとし、国や愛媛県の法令や計画及び本町の各種関連計画と整合・連携を図り、総合的に進めていくものとします。



（3）計画期間・基準年度

2023（令和5）年度を基準年度とし、2030（令和12）年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である2024（令和6）年度の翌年である2025（令和7）年度からの6年間とします。

（4）対象範囲・対象ガス

本計画は、町が行う全ての事務・事業を対象とします。対象範囲は、本町が所有する全ての施設とします。

また、算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とします。

2. 温室効果ガス排出状況

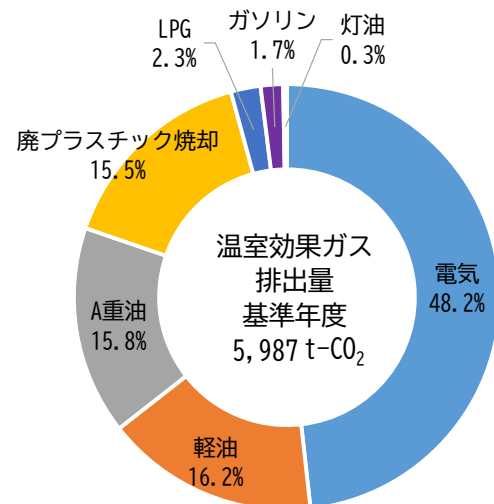
基準年度（2023（令和5）年度）の温室効果ガス総排出量は5,987t-CO₂です。

電気や燃料など活動項目ごとの排出構成では、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量が全体の48.2%と最も多く、次いで軽油（16.2%）、A重油（15.8%）、廃プラスチック焼却（15.5%）、LPG（2.3%）、ガソリン（1.7%）、灯油（0.3%）となっています。

活動項目別温室効果ガス排出量及び排出構成

項目別	基準年度 (2023年度)		
	使用量	排出量 【t-CO ₂ 】	構成割合
電気	5,377,682 kWh	2,888	48.2%
A重油	349,600 L	947	15.8%
LPG	22,616 m ³	135	2.3%
灯油	6,893 L	17	0.3%
ガソリン	43,787 L	102	1.7%
軽油	375,343 L	970	16.2%
廃プラスチック焼却	344 t	928	15.5%
合計		5,987	100%

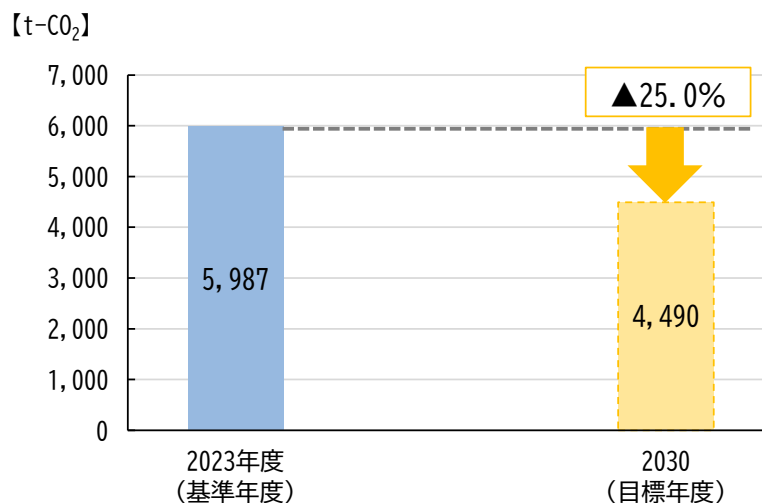
※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。



3. 温室効果ガス削減目標

本計画の温室効果ガス削減目標は、以下のとおりです。

2030 年度温室効果ガス削減目標
2023 年度比 25% (1,497t-CO₂) 削減



4. 目標達成のための取組施策

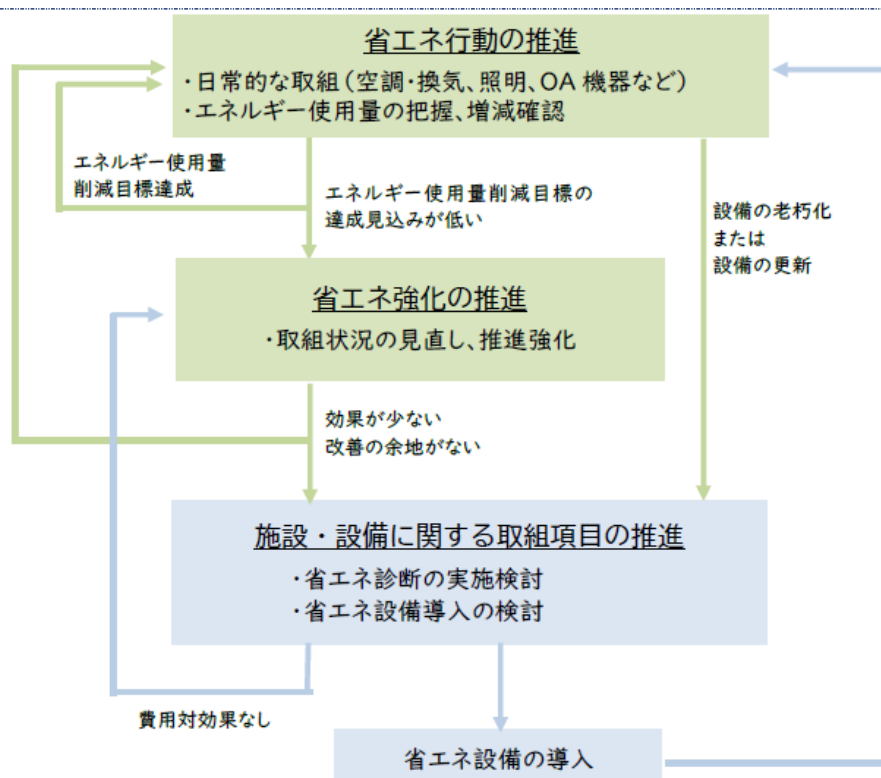
(1) 取組の基本方針

温室効果ガス削減に向けた取組は、下図の4つの区分ごとに取組の基本方針を掲げ、該当する設備機器等について取り組んでいきます。

【方針 1】 再生可能エネルギー導入の推進	●太陽光発電設備、蓄電池の導入
	●ZEB 化の推進
	●再生可能エネルギー由来電力の調達
【方針 2】 省エネルギー行動の推進	●働き方の配慮による電気・燃料使用量の削減
	●空調や照明、その他の電気機器の適切な運用による電気・燃料使用量の削減
	●適切な温度設定による給湯利用
	●公用車の適切な使用による燃料使用量の削減
【方針 3】 施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進	●「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量の削減
	●省エネ診断の実施によるエネルギー使用量の削減
	●施設や設備の更新によるエネルギー使用量の削減
	●次世代自動車の導入
【方針 4】 環境配慮行動の推進	●水使用量の削減
	●用紙使用量の削減
	●廃棄物排出量の削減（4R の推進）
	●グリーン購入の推進 等

(2) 具体的な取組

①取組の流れ（フロー）



②【方針 1】再生可能エネルギーの導入の推進

区分	具体的内容
太陽光発電設備・蓄電池の導入	・太陽光発電設備については、2030 年までに設置可能な建築物の 50%に設置することを目指す。 ・町有施設の建物の屋根や駐車場等の土地に太陽光発電設備の導入を検討するとともに、PPA モデル事業の導入についても検討する。 ・避難所等については、太陽光発電設備とともに蓄電設備の導入を目指す。
ZEB 化の推進	・新築または改築時には ZEB 化を目指す ・既存施設は大規模改修時などを機会ととらえ、ZEB 化を検討する。 ・公共施設の新築及び大規模改修における基本設計の際には、原則 ZEB の導入検討を行う。
再生可能エネルギー由来電力の調達	・電力の調達の際は、再生可能エネルギー由来電力への切替を推進する。 ・その他のエネルギーについても二酸化炭素排出の少ないエネルギーを率先して調達する。

③【方針 2】省エネルギー行動の推進

区分	具体的内容（抜粋） ●全職員が取り組む内容
全般	●業務の見直しによる時間外勤務を抑制する。 ●一斉退庁・一斉消灯・ノー残業デーを徹底する。
空調・換気設備	●室内温度の適正管理（「室温」の目安は夏期 28℃、冬期 20℃） 設定温度が同じでも、日当たりの違いなどにより「暑い」「寒い」が生じるため、快適性を損なわない範囲で設定温度を管理する。 「エアコンの設定温度」と「室温」は異なるため、温度計を設置して管理する。 ●使用されていない部屋の空調停止 ●空調運転時間の短縮等の空調運転の適正化 季節に応じて空調開始、停止時期をこまめに変更する。 ●カーテン等の有効活用 夏期においてはブラインド、カーテン、ゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（緑のカーテン）により空調効率を高める。 ●扉や窓等の有効活用 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する。

区分	具体的内容(抜粋) ●全職員が取り組む内容
照明設備	●照度の適正化 JIS「照度基準総則」に基づき、必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。 ●空室、不在時等のこまめな消灯 業務に支障のない範囲での昼休みにおける執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する。 給湯室、トイレ、書庫等では、使用するときだけ点灯し使用後は、消灯する。
昇降機	●健康にも配慮した運動の実施 上下階への移動は、階段を利用した3アップ、3ダウンに努める。
給湯機器	●給湯温度の適正な設定 お茶用などの給湯温度を 60～70℃に設定する。
OA 機器 (事務用機器)	●低電力モードの設定 低電力モード機能を搭載する OA 機器は、低電力モードに設定する。 ●不要時(休日等)の電源の遮断 スイッチ付き電源タップを活用し、待機電力消費を防止する。
公用車	●エコドライブの徹底 「エコドライブ 10」を推進する。 ●短距離の移動の場合、徒歩または自転車の利用を推進する。 ●合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行う。 ●相乗りや計画的な車両運用など、使用機会の低減を試みる。 ●タイヤの空気圧等を定期的に点検し、適正に保つ。 ●公用車の走行距離、燃料使用量などの実態を把握し、改善を行う。

④【方針 3】施設・設備の管理及び省エネルギー化の推進

区分	具体的内容(抜粋) □管理者等が取り組む内容
全般	□「エネルギーの見える化」によりエネルギー使用量を削減する。 □省エネ診断の実施によりエネルギー使用量を削減する。
空調・換気設備	□耐用年数を経過するなど、効率が低下した熱源機器は、効率の高い機器に更新する。 □省エネトップランナー製品や LD-Tech 製品など高効率空調設備を導入する。
照明設備	□LED 照明を導入する。

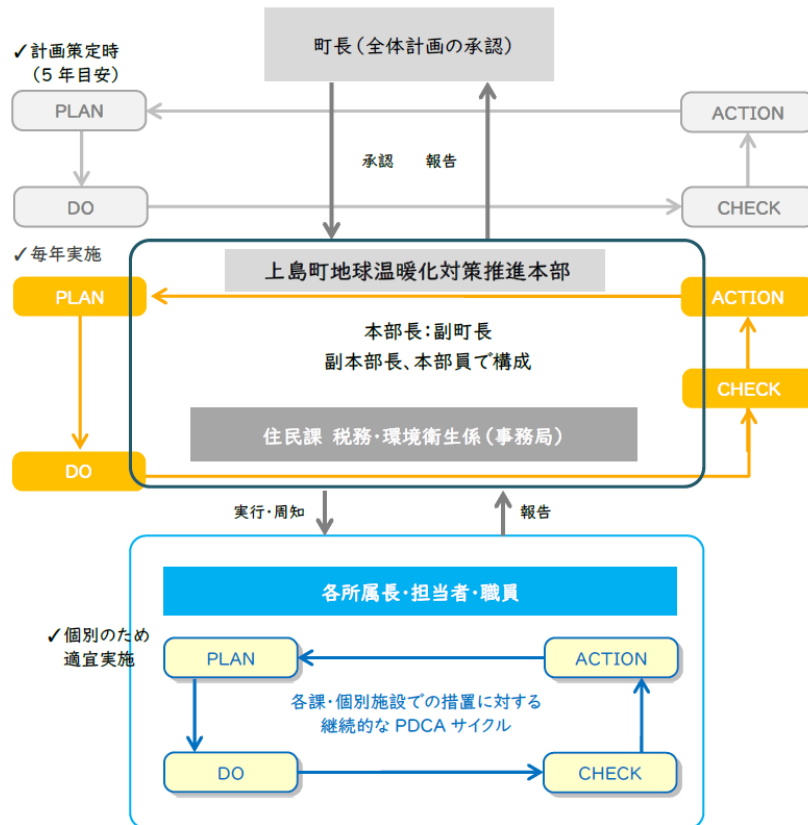
区分	具体的内容(抜粋) □管理者等が取り組む内容
給湯機器	□外気の空気熱のエネルギーを利用する潜熱回収型給湯器等、省エネルギー性能の優れた高効率給湯器を導入する。
建物(断熱)	□高断熱ガラスによる断熱強化、高性能断熱材等による断熱強化を行う。
公用車	□公用車の新規導入または更新の際、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)など走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない次世代自動車ZEV(Zero Emission Vehicle)の導入を積極的に検討する。 □公用車の次世代自動車への転換や来庁者の次世代自動車利用促進の観点から、公共施設に充電設備や充放電設備を導入する。

⑤【方針4】環境配慮行動の推進

区分	具体的内容(抜粋) ●全職員が取り組む内容
上水道使用量の削減	●手洗い、歯磨き、食器洗いの際に水を溜めての使用やこまめな止水を心がける。
用紙使用量の削減	●原則会議はPC持参で紙資料は使用せず、説明にプロジェクター等を活用することで会議の効率化を図る。 ●ビジネスチャット、庁内LAN、電子メール、電子掲示板の活用によりペーパーレス化を図る。
廃棄物排出量の削減(4Rの推進)	●使い捨て製品(紙コップ・紙皿、使い捨て弁当容器等)の使用を原則控え、マイボトルの使用や詰替・包装の少ない製品等、環境に配慮した製品を選ぶ。 ●ごみの分別等、資源化を推進する。
グリーン購入の推進	●物品等の購入・使用については、可能な限り、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルの製品、グリーン購入法に適合している製品など、環境に配慮した物品等を選択する。 ●製品やサービスを購入する前に、まずその必要性と必要量を十分に考慮し、手続等を進める。
その他	●公共施設を管理・使用する指定管理者や委託先等に対し、温室効果ガス排出量削減などの環境配慮を要請する。 ●環境配慮契約法に基づき、環境へ負荷の少ない製品の選択を進めるために、価格以外の要素を考慮した環境配慮契約の取組を推進する。

5. 計画の進行管理

本計画の推進体制は下図のとおりです。



本計画を推進するにあたり、毎年の運用スケジュールは下図のとおりです。

